

第3章 災害発生時の応急措置

1.	対象石綿等
2.	被災状況の把握
3.	石綿の飛散・ばく露防止措置
4.	応急措置等の実施者について

1. 対象石綿等

風等の影響によって飛散するおそれのある、露出した吹付け石綿を対象とする。

石綿を含んでいないことが確認されていない、吹付けロックウール等（疑わしいもの）についても飛散防止の観点から応急措置の対象とすることが望ましい。

2. 被災状況の把握

応急措置は、応急危険度判定の結果を受けた災害対策本部が、建築物の持ち主等への飛散防止措置の必要性を伝達し実施させることが原則となる。

なお、住民等からの情報の確認を行う際には、石綿の飛散のおそれがあるため、必要な防護を行った上で確認作業を行う必要がある。

（事前に、『第2章 平常時における準備 2. 応急措置に係る事項について』の検討をしていた場合は検討結果による。）

安全配慮については、以下の「安全配慮について（参考）」（3-1）も参考とすること。

（3-1）安全配慮について（参考）

倒壊建築物を外部から確認するには、双眼鏡等を用いると有効である。また、倒壊部分の内部調査等については、配管調査用のファイバースコープを用いることも検討することが望ましい。

特に鉄骨造の建築物における耐火被覆に用いられている吹付け材の確認については、市販の高枝切りバサミを改良し、吹付け材をつまめるようにして採取する等の配慮を行い、安全に調査を行うことが望ましい。（薬剤散布用スプレー付きのものを用いて飛散防止の薬剤等を散布してから試料採取をすることが望ましい。）

3. 石綿の飛散・ばく露防止措置

【実施事項】

応急危険度判定の結果及び住民等からの情報等に基づき、石綿の飛散のおそれのある個所について、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。

【解説】

石綿の飛散防止措置については、「応急」と「恒久」の2種類の措置が考えられるが、災害時における対応としては、「応急」措置を実施し、インフラ等の回復の後、適切な「恒久」的措置を行うことを原則とする。飛散防止措置が行えない場合には、ばく露防止の措置を行う。

恒久的措置が可能な場合は、恒久的措置を実施してもよいが、それにより、応急措置が遅れることの無いようにすること。なお、恒久措置については、「除去」、「封じ込め」及び「囲い込み」等がある。これらは、平常時と同様の措置を実施することとする。

表 3.1 に応急措置の例を示した。措置の優先順に並べてある。可能な範囲で上位の措置を実施すること。また、可能であれば複合して実施することが望ましい。

表 3.1 応急措置(例)

	種類	概要
1.	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	立入り禁止	散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入り禁止とする

4. 応急措置等の実施者について

【責任の原則】

建築物等の破損・倒壊に伴う応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行うこと。

【解説】

参考として、石綿障害予防規則第 10 条（ 3-2 ）及び労働安全衛生法施行令第 11 条（ 3-3 ）の抜粋を以下に示した。

同条項に該当する場合（労働者が就業している工場、オフィスビル、テナントビル等）事業者（第 4 項にあっては、建築物の管理者・持主）は、石綿障害予防規則第 10 条に基づき必要な措置を講じる必要がある。

(3-2) 石綿障害予防規則 第 10 条について

石綿障害予防規則 (抜粋)

(平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号)

第十条

事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2

事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等(第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3

労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

4

法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

(3-3) 労働安全衛生法施行令 第 11 条について

(石綿障害規則第 10 条 4 の引用部分「法三十四条」について)

労働安全衛生法施行令 (抜粋)

(昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号)

第十一条

法第三十四条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。